

# 歴史的史料・文献の扱いについて

渡辺 俊 雄

## 一、最近聞いたある事例から

ごく最近、私は次のような事例を聞き、「まさに、ここに、今私たち部落史を研究する者に問われている問題が、象徴的にあらわれている」と感じざるをえませんでした。まず本論にはいる前に、その事例について、ふれたいと思います。

すでに昨年のことになりますが、大阪にある国立大学で発行されている紀要に、大阪府下のある被差別部落を対象とした研究論文が掲載されました。それは、戦前の部落の経済更生運動についてふれた論文でしたが、最も大きな問題は、ある特定の部落について研究し、論述しようとする時に、まえもって筆者から部落解放同盟の支部には、何の

連絡もなかったこと、また論文が発表されてからも一年以上なんの連絡もなく、放置されていたということです。

いったい、このような研究者の態度は、たとえば他の社会運動を研究する場合には、起りうるでしょうか。たとえば、ある地域の自由民権運動の歴史について研究し、そこで活躍したある個人の運動について論及しようとする時、手元にある資料だけで机の上でのみ論文を書くこととする人は、まずいでしょうか。やはり一度は現地をたずね、関係者に聞きとりをし、地元の研究者に意見を求め、現在でもその運動を担っている個人や団体があればその意見を聞くのは、ごく当然のことではないのでしょうか。そうであってこそ、文字になって現存する資料の批判的な評価も深まり、また史料として残っていない無数の「事実」を知ることによって現存する資料もより生き生きとしてくるので

はないでしょうか。こうした作業を抜いた「研究」は、必ずや手厳しい批判にさらされていくでしょう。

今回の論文に限らず、なぜ部落史を研究するものに、こうした基本的な姿勢を欠くことが多いのでしょうか。私たちは、なにも特別なことを要求しているつもりはありません。ごくあたりまえのことを求めているだけなのです。

それとも、他の社会運動の研究においても、私たちが考えていることは、必ずしも当然のこととは、なっていないのでしょうか。

## 二、地域の意向を大切に

なるほど、今とりあげている論文の場合、必ずしも資料のみにたよって書かれたのではなく、論文の注記をみると数人の関係者にも聞きとりをしています。しかし、残念ながらこの論文の筆者は、支部を通してこの聞きとりに臨んだのではなかったようです。そのために、結果として、聞きとりの相手の選択は、必ずしも適切ではなかったようです。聞きとりの相手と同時代に、その地域で部落経済更生運動とかかわり、あるいは別の立場から別の評価をしている人が現存しているにもかかわらず、論文の筆者はこうした意見を吸収せず（あるいは批判の対象とせず）、一方的

な評価におちいってしまったのではないか、という批判を聞いています。

ことにこの論文は、単に戦前の部落経済更生運動についてだけ紹介しているではありません。戦後の部落解放運動、同和事業の展開の継承性についての見解を、のべようとしています。そうであればなおのこと、その戦後の部落解放運動を担ってき、現在も担っている支部の意見を求める必要があったのではないのでしょうか。

それはなにも、支部の意見をそのままを学術論文の結論にしろ、と言っているわけではありません。それが妥当ならばその意見をとり入れればいいし、様々な資料を検討してみても間違っていると思われるのなら、相手を説得できるようにその論旨を展開すればいいのです。いずれにしても、資料だけでは読みとれない、その地域に住み差別とたたかい続けてきた者の「思い」を汲みとることは、なにも部落史の研究だけではなく、どのような場合にも必要なのではないでしょうか。戦後の同和教育運動のなかで言われ続けてきた「地域に学ぶ」ということは、部落史研究の上でも、また大前提だと言わねばなりません。

## 三、部落差別の現実をふまえて

こうした一般的な事情に加えて、「ぜひとも、地元の人とあらかじめ話し合いを」と訴えるには、もう一つの意味があります。それはなによりも、現状でも部落差別は現存し、それぞれの部落は現在でも差別の対象となっているということです。

今とりあげて話をしている論文の筆者も、そのことが全く念頭になかったわけではありません。論文の中ではその地域を「A地区」と表現して、固有名詞を避けています。また注記では、ある資料の所蔵者を「K家」とするなどの配慮がみられます。つまり論文の筆者自身、この論文が読まれ方によっては、本人の意図するところとは別に、悪用されたり、地元の住民に不利益をもたらしかねないと判断していたのでしょう。筆者としてこうした配慮をされたことを、私たちは評価しています。

しかしここでの問題は、その判断が筆者の独り勝手なものであって、その不利益を受けるかもしれない地域の住民の意向がまったく反映していないということです。

いったい、自分の地域について書かれる立場の者が実名を出してもらってかまわないと考えているのか、それともアルファベットにしてくれればいいと思っているのか、いやふれてもらうこと自体こまると考えているのか、筆者はいったい何を根拠にどのような判断をされたのでしょうか。

抽象的な話をするよりも、具体的な事例を通してお話したほうが、私たちの考えていることがわかっていただけだと思います。そして、かなり、私たちの考えていることをお話してきました。

それでは、もう一度、整理しておきたいと思います。

#### 四、基本は、部落史を明らかにすること

まず私たちは、基本として、被差別部落の歴史は抹殺されたり、隠蔽されてはならない、もっとも差別の歴史と解放へのたたかいの歴史を明らかにしなければならないと考えています。そして日本史の研究のうえにも、部落史、解放運動史が正しく位置づけられ、部落の完全解放という立場に立って、これまでの歴史研究で欠落していたものが補なわれ、部落解放運動が、この六十年間に、日本人権、福祉、平和のたたかいのうえにはたしてきた大きな役割が正しく評価されなければならないと思います。

そのためには、当然のことですが、被差別部落に関する史料ができるだけ公開され、部落史・解放運動史の研究が保障され、その研究成果が解放運動のより一層の前進のために役立つようにならなければならぬと考えます。

この点についていえば、ここ十数年間の部落解放運動の

か。少なくともなんらかの配慮をするべきだと考えられたのだったら、もう一步ふみこんで実際に当該の地域に連絡をとり、まずなによりもその意向を大事にすべきではなかったでしょうか。

私たちはなにも、被差別部落の研究をしてくれるなどか、地名は必ずかくせ、と言っているわけではありません。そうではなくて、関係する地域の住民とは無関係に資料がかくじ持たれたり、地域住民の「思い」とは別なところで「研究」が進められたり、その意向に反した方法で発表されたりすることだけはやめてほしいと思っています。

誰も、自分たちの祖先や地域の歴史を明らかにしたくないと思うものはいません。ただ、現在でも厳しい部落差別が存在しているのだ、ということだけは片時も忘れてほしくないのです。

今回は、たまたまこの論文を例にとりましたが決してこの論文を「差別文書」だとか、筆者を「差別者」だとか言っているわけではありません。ただ、ごく最近聞いた事例であり、しかも問題がかなり典型的に出ている、部落史を研究する姿勢が問われていると思ったので、とりあげてみました。

さて、あまりにも前置きが長くなりましたが、それは、

発展そのものが、これまでねわっていた数多くの部落史の史料を発掘してきました。『奥田家文書』がその先がけだったと思いますし、その後、大阪に限らず、各地域で自分たちの部落の歴史をほりおこそうとする動きがおこり、数多くの地域の部落史が発刊されてきたのは、素晴らしいことだと思えます。

ところが一部に、こうした動きに逆行するような動きがあることは、厳しく批判されなければなりません。

たとえば、府県史あるいは市町村史の編集にあたって、ことさら被差別部落に関する資料が掲載されなかったり、叙述が省略されたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場合、編集・執筆にあたった研究者の側では真剣に部落史を明らかにしようとしても、行政の側から干渉されたり、クレームがついたりしているようです。「部落について、下手に書いたらどこから糾弾されるかしれない。なにも書かないのが一番」という、行政の差別的な体質のあらわれといってもいいでしょう。

しかしこうした傾向も、部落問題を正しく理解する研究者の努力によって、少しずつ改善されてきているように思えます。

もう一つこまった傾向は、これもまた行政の差別性のあらわれなのですが、たとえば図書館などで、部落問題に関

する多くの図書が閲覧禁止になっている場合があることである。しかもそうした措置を部落解放同盟が要求して、思想・信条の自由が侵されているとデマを人さえない。はっきり申しますが、私たちはこうした無原則な図書の閲覧禁止といった措置には反対です。そんなことをしたところで現実にある部落差別はひとつも解決しませんし、部落問題の正しい理解が広まることもありません。まさに、差別行政そのものといっているでしょう。

それでは、閲覧制限という措置がまったく必要ないのかと云えば、やはり必要な場合があると思います。たとえば、被差別部落の所在やその名前まではっきり出てくるような古地図や、戦前・戦後の被差別部落の調査類については、誰でも自由に見れて、料金さえ払えばいくらでもコピーでということではなりません。戸籍の公開制限の処置がとられているように、ある種の図書資料については、その悪用を避けるために閲覧や復写について一定の制限をしたり、その利用目的などについてチェックすることも必要な場合があります。

閲覧禁止にしさえすればいいという考え方も、その反対にあらゆる制限に反対するという考え方も、そのあらわれ方は違いますが、どちらも現実には部落差別が存在するという、この基本を忘れていているという点では、同じ根から発し

ているといっているでしょう。

## 五、閲覧制限は最小限度に

ただし、閲覧制限といっても、その範囲や程度は時々の条件によって変わってくるものだと思います。

まずその地域における部落解放運動の立ち上がりです。研究者や出版関係者の中には、なにか解放運動が広がってくると「自由」な研究や出版がしにくくなる、なるべく運動体とは距離をおいておこうと考えるむきがあるようですが、これはとんでもないことです。今まで「自由」だったのは、差別しても誰からも糾弾されませんでした。これは「自由」があつたにすぎません。そして、これまでもふれましたが、解放運動が発展してきたからこそ、部落史の資料も数多く発掘され、史料集も刊行されて研究の条件が整えられてきたのだし、部落問題をとりあげようという研究者も増えてきたのです。

そのほか、市民の部落問題の理解、意識によってもその範囲や程度も違ってくるでしょうし、また利用しようとする目的によっても違ってくるのは当然のことです。そうした図書を悪用して『部落地名総鑑』をつくらうとするようなことは厳に防がなければなりません、そのことのためになってきたほどです。

ところが、こうした前進してきたことで、私たちが真剣に考えなければならぬ大きな問題をあらためて提起しているように思います。それが、前書きで長々とふれたような、いわゆる部落史をとりあげる研究者などの姿勢の問題です。

これまで部落史をとりあげる研究者の数は、きわめて限られていたのが現実です。勿論そうした中から過去の貴重な部落史研究が生み出され、蓄積されてきたわけですが、その研究者の層の薄さが、部落史の研究の数々の弱さともなって現われてきました。手厳しい人と言われれば、これまでの部落史の多くの論文は「研究」の名に値しないという人もいます。しかし逆に、部落史の論文をいくら書いても業績は認められないという風潮の中で頑張ってきたわけですから、その数少ない研究者は部落差別の現実にかかりと立ち、部落解放運動についてもその多くはよき理解者、協力者でした。

に、自分たちの地域の部落史を明らかにしようという運動まで妨害されるようなことがあってはなりません。

これは一般的な図書ではありませんが、いわゆる「戸籍」は、明治初めの被差別部落の実態を明らかにするためにどうしても明らかにしなければならぬ史料ですが、現在のところでは、たとえ研究の目的であっても「戸籍」をみることは、不可能です。

たしかに、研究が目的だとさえいえば誰でも見れるというのでは、悪用を防ぐのは難しいかもしれません。それならば、然るべき研究機関を通して研究を目的とした利用の道を開くという方法でもいいわけですが、それも実現していません。ここにも、行政の画一的で、形式的な措置の弊害があらわれているといえます。

## 六、研究者の姿勢が問われている

以上のような問題点も多くありますが、基本的には、部落史の研究・史料の発掘が活発となり、地域での部落史の掘りおこしが前進するのとあわせて、これまでにならぬほど部落史をとりあげる研究者がふえてきたのが今日の特徴の一つです。そのことは、部落史に関する論文の数が近年急

たしかに近年、部落史をとりあげる研究者は増えてきました。そのことはおそらく、今後の部落史研究を一層発展させる大きな条件ではあるでしょう。しかし、これまで部落史をとりあげてきた研究者が当然のこととしてきたこと、たとえば実際に被差別部落にはいり、その地域に住み差別の中を生きぬいてきた部落の大家と語り、部落差別の現実をしっかりとふまえて論文を書くといったことが、ややもすれば薄れてきているのではないのでしょうか。そうしたことはまったく無縁なところで研究が進められているといったことはないでしょうか。

なにも部落史の研究だけに限らず、部落差別について配慮を欠いた記述(論文や新聞・雑誌記事)や出版、史料・地図・古典の復刻が少なからず問題となっています。これが今日の第二の特徴ではないかと思えます。

### 七、当事者と十分な協議を

さて、それでは部落史の研究や史料の紹介、あるいは論文集や史料集の刊行、古地図や古典の復刻、印刷物の閲覧などにあたって、部落史の研究をすすめる、なおかつ基本的人権を守る立場を貫ぬき通すには、どのような観点が必要でしょうか。

まず、プライバシーの保護と、情報公開の要求は、矛盾するものではありません。「自らの情報は、自らが管理する」という点で統一されているわけです。

部落史に関する様々な問題点も、この考え方に立って統一的に理解されると思います。出来る限り被差別部落の歴史を明らかにする、しかしそれは被差別部落の当事者の意見を十分に尊重しながら進めていく、そのために十分協議をすることは、ごく当り前のことだといえます。

この当り前のことが、これまではなかなか行われず、多くの場合には問題がおこってから対処のために走り回るばかりでした。それは、あまりにも労多くして実りの少ないことです。あらかじめ協議し、その意見を尊重していくことこそ、大事だと思えます。

こうした例は確かにふえてきています。そして、別段これまで差別事件をおこしたわけではないが、出版社の側から積極的に相談に来られるといったことが、ごく当然のこととして取り組まれるようになってきています。

相談のなかで多いのは、やはり史料中に出てくる「穢多」「非人」「特殊部落」等の言葉をどう扱うかです。これは歴史的な用語ですから一方的に削ればいいというものではありません。出来るならば史料ではそのまま生かし、そのかわりに十分な解説や注記を付すようにしていったら

まず原則として、史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公開にあたっては、研究者や執筆者・出版関係者などは必ず被差別部落の当事者(運動体)と協議し、十分にその意見を尊重することだと考えています。

現在、ある出版社が大阪の地名辞典を編集しています。が、地名の扱いや記述についてどうしたらいいか相談を受けました。もちろん、辞典そのものは出版社の責任において編集されるわけですが、編集にあたって大阪の被差別部落の実態を知り、解放運動の現状を考慮することは当然のことといえるでしょう。

この出版社の場合には、過去何回か差別事件をおこしており、中央本部との話し合いをもつ中で、こうした協議をもつようになりました。

このように当事者の意見を尊重するという考え方は、いわゆるプライバシーの保護という考え方にのっとっていません。今日のプライバシーの保護の考え方は、私事については、自らが管理する」という考え方に立っています。そこから、自分に関する情報が本人の意図に反して公けになることは拒否しますし、反対に本人が希望するにもかかわらず自分に関する情勢が第三者(たとえば行政)によってかくし持たれている場合には、その情報公開を要求するわけ

しいと思います。

ただそれが具体的な地名と結びついて出てくるような場合は、慎重な配慮がいるでしょう。当該地域の意向も十分に反映されなければなりません。

地名・人名の扱いは、もちろん当該の部落の意向を尊重しなければならぬと思います。例えば『奥田家文書』の場合には「喜田亀太郎」とし、姓を一部省略し、しかも他の部分に出てくる人名と照合できるような、大変慎重かつ細心の配慮がされました。これに対して『河内国更池村文書』ではすべて実名で通しています。

また、最近、ある個人の全集刊行にあたって相談をうけたことがあります。その著作(明治期の論説)には部落問題にかかわる論説もありますが、内容としては差別的なものも含まれています。そこで全集にはそうしたものをせることとし、解説の中に一節を設けてその全著作の中で占める部落問題の論説(差別論説)の意味について書いてもらうことにしました。

こうした例は一つの方法を示しているだけで、すべてこの方法でいくべきだといっているわけではないと思います。その史料(集)や論文(集)がどのような読者を対象に、どのような方法で販売されるかによっても違ってくると思います。それが一般の書店を通じて売られ、かなり広範囲の読者に読

まれる場合にはそれに応じた配慮が必要でしょうし、『部落解放研究』のような、部落問題の研究誌に掲載される場合には、比較的原文をそこなわない形でのせることも可能だと思えます。しかしそれでも、その論文の理解にとって不必要なところでは、地域名や人名についてかなり配慮しています。

大変はん雑なことではありますが、その史料(圖書)の性格、販売方法や読者対象に応じた判断ときめ細な配慮を研究者、行政、出版・図書館関係者の皆さんに是非ともお願いしたいと思っています。

## 八、逆立ちしたテーマは許せない

ただ一つくりかえしておきたいのは、こうした配慮をしなければならぬのも、つまりは今日この社会に部落差別という大きな社会問題があるからにはかなりません。

一部には、部落解放同盟がやかましく言うから表現が自由にならぬ、古典落語も上演できないといった、問題をねじまげた意図的な宣伝が流されています。それは、医者が出るから病人が出る、消防署があるから火事になるのたぐいの議論で、まったく逆立ちしています。差別があるから表現の問題が問題となるのであって、それを部落解放同

ころでしようか。

## 九、運動体にも大きな責任が求められる

ところで、この当事者との協議という原則を貫ぬこうとすれば、運動体にも大きな責任というか、力量が問われてくることとなります。

これまでは、問題がおこってから批判すればよかったわけですが、当事者との協議ということになると、ただただ批判するだけでは問題は前に進みません。運動の側からいえば、研究の内容にまで民主的にかかわっていくということですから、一定の見解をもって対処していく必要がでてきます。

そうはいっても、活動家が日々、部落史の研究をしているわけではありせんから、どうしても運動のまわりでできるだけ多くの部落問題を正しく理解する研究者を結集しておくことが大事になります。

また問題がおこった時も、研究書や学術論文などの場合には、まず学術的批判を先行させ、できるだけ多くの研究者を、敵にまわすのではなくて味方につけ、解放運動に学ぶなかで研究の姿勢をあらため、部落問題の正しい理解者としていくような慎重な配慮が必要になってきます。

盟が提起しているものであり、時には差別図書の場合、糾弾にもおよぶわけです。

そのことから出てくるもう一つの意味は、今日に部落差別がある限り、どんなに研究者が配慮し、出版社が出版物に配慮しても、それを悪用しようと思えばできるし、また悪用しようとする者が出てくるかもしれない。つまりいろいろな配慮は、けっして絶対的なものではないということです。

「だから、配慮をしても意味がない」のではありません。逆に「だから、今日できる限りの配慮をすることが必要」なのですが、それだけで研究者や行政・出版社の責任がすむのではないと思えます。出版物に相当の配慮をしなから同時に、今日ある部落差別をなくすためにそれぞれの立場で出来ることにせひとも協力し、努力していったほうがいいわけです。そうした部落問題と取り組む姿勢全体、それが最後には、その評価を決めていくでしょう。

決して小手先のテクニクだけにおぼれないでほしいと思うわけです。

勿論、一部には、編集の初期の段階で相談に來られたまま、発刊後も全く連絡もなければ、本も送ってこられないといったところもあります。悪く考えれば、当事者との協議を、なにか事件がおこった時の免罪符にするといったと

もう一つ、考えるべきことがあります。

多くの場合に問題になるのは資料集の刊行や、古典の復刻の場合です。そこになんの配慮もなく「穢多」「特殊部落」の語が使われている場合があるからです。なるほど史料や古典の編集・発刊にあたって、なんの配慮もしなかつたとしたら、それは当然責められるべきでしょう。だからといって、その資料を全部削除したり、関係する数行を抜いたり、その字数分だけ「××」「△△△△」としたところで、問題の根本的な解決にはなりません。当面の措置としてそういう措置はありうるとしても、できるならばそうした史料・古典を通じて、それぞれの時代の部落差別の厳しさや差別意識の状況を逆に明らかにし、部落問題の解決が必要なことを訴えていくことが大事なのではないでしょうか。読者にこうした注意を喚起するような十分な「解説」、現在の部落史研究の最高の水準を反映した解説を付すこと、またそれ以外の方法での部落問題解決への日常的、積極的な取組みを要求していくのが基本ではないでしょうか。

それは、部落解放運動のあり方、根本にかかわってくる問題でもあります。部落解放運動は「吾々がエタである事を誇り得る時が来た」という全国水平社の創立大会の宣言以来のたたかひの歴史と伝統を受けついでいます。

「エタ」であることをかくすのではなく、「エタ」であっても差別されない、そんな社会をつくるのが完全解放です。

史料の中に「穢多」「特殊部落」といった言葉がでてきた場合、その史料が公開・発刊された時のマイナスの影響や、正しい解説を付すことによって目覚める人たちもいることこのプラスの影響、その史料を削除することによって不完全なものとなる史料集、研究へのマイナスの影響と、あえて完全な形で公開することによって前進する研究のプラスの影響などを全体として評価し、具体的な措置を判断することが必要です。

かつての全国水平社の総本部の書記をされていた井元麟之さんは、「戦前、いちばん配慮したのは、部落問題にはふれまい、ふれまいとしていたマスコミから、どうしたら積極的な姿勢を引き出すかが、一番の課題だった。糾弾とは、差別者を指導して、正しい解決をめざすことだ。その場合、差別者個人にだけ執着するのではなくて、差別事件の糾弾を通して、社会をどう教育するか、という観点が重要だ」と話しておられたのは、大事な教訓ではないでしょうか。

## 十、図書館の課題

力を積極的にしてほしいということですが。

先にふれたレポート「図書館と部落問題」は、図書館が部落問題について積極的に地域住民や関係機関、諸団体や著者と話し合ったり、シンポジウムを開いたりすることを提案しています。また図書館が社会啓発の一環として人権図書フェアを開いたり、文献目録を出したりすることも提唱しています。この点については全く同感で、どうやって差別的図書をしめ出すかばかりを考えるのではなくて、差別的図書を批判的に読みこなしていくような部落問題の正しい理解をどう広めていくのかこそ、考えられなければなりません。

さらに問題は、図書館の職員一人一人の部落問題の理解にもかかわってきます。レポートも指摘するように、差別的記述のある本をすべてチェックすることは現実には不可能なのです。日々の電話による問い合わせや、図書の閲覧請求、複写の依頼といった実際の業務のなかで、差別的な利用を防ぎ、利用者に部落問題の正しい理解を広めていくことは大変大きな意味があります。

そして、こうした図書館自体の努力が進めば進むほど、人権はより一層守られ、かつ資料提供の自由（利用者からいえば、知る権利）が拡大していく、という関係になります。この点にこそ、図書館としてはたすべき、もっとも大

ところで、最後にもう一つ、図書館がかかえている大きな課題について、ふれておきたいと思います。

図書閲覧の自由と部落問題については、すでに自由と人権を守る会の名前で「図書館と部落問題」というすぐれたレポートがあり、『長野市史考』問題と部落解放の課題」に収録）、基本的な考え方はそこに提示されています。

たとえば、日本図書館協会は一九五四年に「図書館の自由に関する宣言」を採択し、図書館には資料収集・資料提供の自由があることをまず確認しています。そしてその後一九七九年には、「部落地名総鑑」差別事件などが現実におこったことをふまえて、同宣言の改訂がはかられます。その改訂では「人権またはプライバシーを侵害するもの」など三つの場合に限って「提供の自由は、制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである」とされています。この内容は、これまで私たちが考えていたことと基本的に合致します。図書館の各関係者は、まずこの改訂の意味を、十分考えていただきたいと思います。

もう一つ、図書館として真剣に考えてほしいことは、ぜひとも利用者の、そして職員の部落問題の理解を高める努

事な課題があるのではないのでしょうか。

## 十一、大いに議論を

以上、かなり長々と考え方を話してきました。この問題は、運動や出版物の性格、販売や配布の方法といった、かなり具体的な状況を考慮しなければ、具体的な取扱いの結論は出てきません。「要するに「穢多」「特殊部落」といった言葉を使ってもいいのですか、いけないのですか」と質問されても、抽象的には答えるわけにはいきません。

それよりも大事なことは、部落史に関する資料、研究はもっと公けにされるべきであること、そして原則として、その取扱いについては当事者の意見を尊重するという、基本的な考え方について十分議論し、確認していくことではないでしょうか。今日の報告が、その議論をすすめる一つのきっかけになればと思います。

そして基本的な考え方ははっきりすれば、具体的な資料の扱い方、たとえば人名や地名は実名のままでいいのか、一部を伏せるべきかといったことも、史料中にある「穢多」「特殊部落」といった言葉をそのまま生かすのか削除するのか、そのまま生かすとしたら、どんな方法をとるのかといった知恵は、いくらでも出てくると思います。